

徳山敬猛 『農業子孫養育草控』（文政七年）とその成立

神 立 春 樹

一 はじめに

先に、「徳山敬猛『農業子孫養育草』（文政九年）—原本による翻刻¹⁾」において、つとに「有用の農書」とさ
れてきた、美作国真高郡上徳山の人、徳山敬猛が文政九年に記した『農業子孫養育草』の原本にもとづく翻刻
と、当代の最も権威のある農書であった『農業全書』（宮崎安貞著、元禄十年刊）との対比を行なった。それ
より、この『農業子孫養育草』は『農業全書』からの大幅な引用によって成り立っているものであり、オリジ
ナリティは小さいこと、しかし、わずかではあるが独自の項目があることを摘出した。『農業全書』に似せ、そ
こからの大幅な引用ではあるが、引用の仕方そのものと、独自の項目の追加に注目すべき点があり、そのよう
にして成り立つ本書は一つの書としての意義をもつものであろうことを確認した。

ところで、徳山敬猛は、一八二六（文政九）年の『農業子孫養育草』の二年前の一八二四（文政七）年に
『農業子孫養育草控』を記している。本稿はこの『農業子孫養育草控』を『農業子孫養育草』と比較して内容
が全く異なること、その内容からその成り立ちを検討することを課題とするものである。

(1)

翻刻にあたって

- 一 底本は岡山大学附属図書館所蔵徳山家文書中の『農業子孫養育草控』（文政七年三月）である。
- 一 底本の文体、仮名づかいは原本のままとした。ただし、変体仮名はひら仮名に改めた。
- 一 底本の漢字は新字体に、異字については現在の字体とした。ただし、并、杯、ホはそのままとした。
- 一 底本の漢字体の部分はそのままとし、返点の有無もそのままとした。
- 一 句読点をつけ、清濁はそのままとした。
- 一 行間記入箇所は（ ）をつけ、本文に組み込んだ。
- 一 底本の文中の二行割注などについては、小文字とし、一行割注とした。
- 一 底本にあるふり仮名はそのまま残した。また漢字の左側について仮名は二行に組んでへゝで囲み、その漢字の下に入れた。

『農業子孫養育草』との対比照合

- 一 これには、「徳山敬猛『農業子孫養育草』（文政九年）―原本による翻刻」により、ページ数はそこにおけるページを示す。

(2)

二 『農業子孫養育草控』の翻訳とその『農業子孫養育草』との対比

農業子孫養育草控

農業子孫養育草

それ農業は国家の大本なり^{論註}。上ミ天子より下モ庶人に至るまで生を養育する五穀を作り出して納るものなれば、是天下の宝といふものなり。故に古へ聖賢の政事にも耕作を根元とし給ふといへり。(本朝にても)神代のむかし天照太神御田作の事を執行ハセ給ひ、亦御ミつから神衣を織給ふ。歌にもいたつらに世になすさミにはたとのに神さへミすをおると聞にも。又人代の始つかた本朝中興神君神功皇后武内の臣に勅し、土地をひらき神田を作らしめ給へり。諸越にも天子自藉田を耕給ひ、王ハ一揆、公ハ三

農業子孫養育草序

先大父本名清延翁は、子孫爲相続、稚子遺教抄を著述し玉ふ。……

以下省略 一八三〜一八六ページ

抑農業は国家の大本なり^{論註}。上ミ天子より下モ庶人に至るまで、生を養育する五穀を作り出して納るものなれば、是天下の宝といふものなり。故に古へ聖賢の政事にも耕作を根元とし給ふといへり。神代のむかし天照太神御田作の事を執行ハセ給ひ、亦御ミつから神衣織給ふ。

歌にも、いたつらに世になすさミそはたとのに神さへミそをおると聞にも 又人代の始つかた本朝中興神君神功皇后武内の臣に 勅し、土地をひらき神田を作らしめ給へり。諸越ニも天子自藉田を耕

揆、卿は九撥、大夫ハ二十七撥、庶人は千畝を終とかや。わか朝人皇十代崇神天皇の十二年九月始授人
民更科調役とあり、又三十四代推古天皇二年春二月、聖徳太子奏聞有て、国々へ勅使を下され、百姓に蒔仕付の時節、土地相応する物、并作りたて様を教させ給ふ。三十七代孝徳天皇記に町段の數、租庸調のこと詔有て、四十八代称徳天皇の御字、大臣吉備公勅宣を奉し、天下の百姓に大小の麦を植させられたり。何れも蒔うゑの時を失ひ、ミのりよからず。爰におゐて五十二代嵯峨天皇の御字、弘仁十一年藤原冬嗣公勅をうけて播種の時後れさるやうを告示させ給ふ。是より耕作の令制頻りに行へれ、山沢原野ひらけ荒亡の地なく、耕作の道盛なり。されは、諸作多き中に分て麦稲の兩種は陰陽想応の草にて五穀の中の長なり、兩種の成熟を考ふるに、十月農功終て諸作取収、うゑるものあらざるに、此月麦を蒔入事陽氣地中に萌故なり。十一月中冬至地雷復の時一陽初て地上に起り初る頃、麦ひとり生出、十二月地沢臨二陽、正月地天泰三陽、二月雷天大壯四

給ひ民の力をかりて耕を藉田といふ、王ハ一撥、公ハ三撥、卿ハ九撥、大夫ハ二十七撥、庶人ハ千畝を終とかや。周礼一撥ハ、冬田を王自耒を持一度起返させ給ふ、終とハいづれも推撥の數終りて其跡を百姓請取作るなり。こと／＼く上天子より農を学ひ給ひ、明堂に九室あるも井田の制を以為之となり。

故に漢の文帝先王の法にしたかひ、みづから天下の農夫に先たちて作り給へる物をもちて天地神明の祭盛（ツモ）に供給ふ。わか朝人皇十代崇神天皇の十二年九月、始授人民更ニ科調役（ミツキ）とあり。又三十四代推古天皇二年春二月聖徳太子奏聞有て国々へ勅使を下され、百姓に蒔仕付の時節土地相応する物并作りたて様を教させ給ふ。三十七代孝徳天皇記ニ町段の數租庸調（ミツキ）のこと、詔有て、四十八代称徳天皇の御字大臣吉備公勅宣を奉し、天下の百姓に大小の麦を植させられたり。されと蒔うゑの時を失ひミのりよからず、爰におゐて五十二代嵯峨天皇の御字弘仁十一年藤原冬嗣公勅をうけて播種（シツク）の時後れさるやうを告示させ給ふ。是よ

陽、三月沢天夫五陽、如此段々陽氣につれて成長し、四月乾爲天の時陽極て熟し、其地乾たるは陽なり。又蒔うゝるハ男にて、陽の物育やしなふに陽を以てす。麦の陽草たる事斯のことし。都て草木とも春生して秋収るに、麦はかり初夏に収るは陽徳を考ふへし。又稻ハ五月中夏至天風姤の時、一陰初て来て苗を移し、六月天山遯二陰、七月天地否三陰、八月風地觀四陰、九月山地剝五陰、斯のことく月毎に一陰つゝ地下より上るに随つて生立、十月坤爲地の時陰極りて実のる。其水田の坤なるは陰なり。とりうへるハ女にて、陰の物やしなひそたつるに陰を以てす。稻の陰草なる事如斯。易ハ諸こしの帝王伏羲氏初て乾兌離震巽坎艮坤の八の卦をなし、一切萬物の理是にもるゝ事なし。今其理を以考ふるに、稻麦陰陽の物農の根本なるを以て、生熟の時右のことく卦爻にかなひて有難き事なり。麦ハ本よりあからミ、稻は穂より赤らむは、天地陰陽自然の道理なり。凡五穀其外萬の野菜に至るまで、天地人三才の力を得て成熟するなり。周天の數三百六十五度四分

り耕作の令制頻りに行ハレ、山沢原野(ヤマサハ)ひらけ荒亡(アレ)の地なく耕作の道盛なり。されハ諸作多き中に分け麦稻の兩種は陰陽相応の草にて五穀の中の長なり。兩種の成熟を考ふるに十月農功(ウノコト)終りて諸作取収、うゝるものあらざるに、此月麦を蒔入事陽氣地中に萌故なり、十一月中冬至地雷復の時一陽初て地上に起り初る頃、麦ひとり生立、十二月地沢臨二陽、正月地天泰三陽、二月雷天大壯四陽、三月沢天夫五陽、如此段々陽氣につれて成長し、四月乾爲天の時陽極て熟し、其地乾けるは陽なり、又蒔うゆるハ男にて陽の物育やしなふに陽を以てす、麦の陽草たる事斯のことく、都て草木とも春生して秋収るに、麦はかり夏四月収るによりて四月の異名を麦秋ともいへり、稻は五月中夏至天風姤の時一陰初て来て苗を移し、六月天山遯二陰、七月天地否三陰、八月風地觀四陰、九月山地剝五陰、斯のことく月毎に一陰つゝ地下より上るに随つて生立、十月坤爲地の時陰極りて実のる、其水田の坤なるは陰なり、とりうへるハ女にて陰の物や

度の一にて、日輪ハ昼ハ上をめくり、夜は地下をめくりて健々として無息時、地是にしたかひ、五行の気内にめくりて、少も不息して万物の生育するなり。然るに天地と徳を一にする人として其業を励さんや、五穀の種をうるは人なり、生育するハ天地の生々なり。然とも種をおろすばかりにて、人耘耕肥しせさ（れハ）不熟たるなり。天地の徳と人の力と合されハ出来ぬなり。天地の生々ハ一時も絶間なし。人不勤故に不熟多し。人は子の刻より寅の刻まで臥休むものなれハ何ほと働ても天地にはおよばぬなり。何れも此道理を能々合点して昼夜怠なく勤へし。農すはかゝる尊き事なれば、賤しき下司わさなどゝ露おもふへからず。爰に眞嶋郡東菅部村石賀清教（伯州日野郡香田氏産也）天資無病堅固篤実にして農術を好ミ、田畑を開発し、土地相応の種植の道を能弁へ、農具を撰ミ照降を考へ、誠に犁一擺六を尽し、天命に率ひ、朝には星を戴て起、夜半に寝、九夏三伏の炎天を不厭、玄冬素雪の寒を凌ぎ、無間断其業に倦ず。然るに近年畑田開発の心組有之といへ

しなひそたつるに陰を以てす、稻の陰草たる事如斯、易ハもろこしの帝王伏羲氏初て乾兌離震巽坎艮坤の八の卦をなし、一切萬物の理是にもるゝ事なし。今其理を以て考ふるに稻麦陰陽の物農の根本なるを以て生熟の時右のごとく卦爻にかなひて有難きことなれとも、農家其所以をしらす、たゞ占法のごとのミ覚へ陰陽消長の理を明らかにし、耕作の道も此理にかなひたる事を弁へさるにより、麦稻おひたちおさまりの時を卦爻にあらハして農業の大切な事をしらしむるなり。麦の刈旬赤らむを事根本より色付て穂ハ後に赤らむなり。是ハ陽氣上ルにしたかひ稍根本より熟るなり。稻の色付事ハ穂より赤らミ、葉ハ次に黄はミ、藁後に熟る。是ハ八九月になれハ陰氣盛にして冷なる氣を請るにより穂より赤らむ。右陰陽の理を能々考ふへし。凡五穀其外万の野菜に至るまで天地人三才の力を得て成熟するなり。周天の数三百六十五度四分度の一にて、日輪ハ昼ハ上をめくり夜ハ地下をめくりて健々として無息時、地是にしたかひ五行の気内にめくりて少も

とも、当村の儀ハ水上近く累年用水無数、早魃の年ハ古田すら動ハ水不足して作物不熟多し。ざるによつて、いぬる未の春堤普請を

人皇十代崇神天皇六十二年秋七月詔 曰、今河内狭山埴田水少、是以其多開池溝、以寛民業、冬十月造依網池、十一月作刈坂反折池、六十一代垂仁天皇三十五年秋九月河内国作高石池茅淨池、冬十月作倭狭域池及迹見池、是歲令諸國、多開池溝、數八百也、以農爲事、因是百姓富寛、天下大平也(日本書記見エタリ)如是有勅令、爲農業、池溝開玉事著明

発起して勝山候え奉願たれハ、御見分の上堤修固すへき旨命を蒙り、究竟の地を撰ミ、數多の人歩を集め、若干の入用にて數日土砂を運び、自身にも粉骨細身して荷ひけれハ、諸人歩是に励されて勢力を尽し、汗水に成て働けるほとに、其功空しからずして秋の末に至り堤全く成就し、水湛て濫満たる湖水に異らず。心なき身にも琵琶湖の有さまを思ひ出られ、湖面朦朧として遙かに飛ぶかもめ千鳥、宛画な

不息して萬物を生育(ヲヒ)するなり。然るに天地と徳を一にする人として其業を励(ハヤ)さらんや、五穀の種をうるハ人なり、生育するハ天地の生々なり。然とも種をおるすはかりにて人耕、耘肥(コト)しされハ不熟するなり。天地の徳と人の力と合されハ出来ぬなり。天地の生々ハ一時も絶間なし。人不勤故に不熟多し。人ハ子の刻より寅の刻まで臥休むものなれば、何ほと働ても天地にはおよハぬなり。されハ此道理を能々合点して怠りなく勤むへし。さすれハ天地の恵ミにて水損ある年も早損ある年にて、人の田よりハ我田ハよく熟して取入るなり。此理ハ農に限らず万事に心得あるへし。皆勤慎なり。

一農業全書は元禄のむかし筑前宮崎安貞翁、四十年農民を友としてみつから心力を尽し手足を勞して農事をいとなみ種植の道に委しく、
以下省略。一五一〜一八〇ページ

(7)

せるかことく、西南ハ崇々たる山林松柏いや深く生
ひ繁り、東北には茅部野てふ勝景を面下に見晴し、
其気色宵然として広き事むさし野の逃水も斯やと思
ふ斗成けらし、時におゝけなくも国君より清教かい
さを、稱し給ひ、冥加至極面目をほとこしける。さ
れハ日をつミ月を歴て農功なれ、衣食乏しからざる
は、偏稼穡を服勤せし誠心天地の道にもかなひける
にや。嗚呼大哉農の徳万代不易信すへし。尊むへき
ものなり。

右ハ此ほとはるのつれ／＼なるまゝに清教の成功
を恐し、つたなき言の葉をのへ、農業子孫養育草
となつて、ろむのよしあしを弁へたる人に見せは
やと思ふにはあらず、只希くハ清教志節功勞をも
て子孫にさちを与し大恩を恐悦して、農事怠りな
く家業如成先祖大菩薩と信仰せは、育草はひこり
て、ひこはへのひこ孫、鶴の孫龜の孫まで幾代相
続せよかしと思ふのみ 穴賢々々

干時文政七申年春三月

徳山敬猛

農業農事農業

農功農術農業

ひさかたの天の狭田あめの長田に五ツのたなつもの種をうゑしめたまひしより、歳々に秋のたり穂のゆたかにミのりて、蒼生のやすく穩にすめるも皆たなつもの恵にしもあれば、古より伝る道のおおかんめる中／＼に、すくれて尊ぶときはなりはひの道になもありける。こゝに茅部のさと人石賀清教主ハ常になりわひをこのまして、浅茅生ふる広き荒野をうちひらきていくはくの田となし、あるハまかせやる水乏しきとて、よほろの人をあまためしつかひて新にうなてをほりて、朝よひに其つとめをほけまされたるこゝろはえをほめまひらせて、徳山の大人此ひと巻を書あらハして育草となつて送られたるも、浅からぬゆかりある家にしあれば、猶行すえも永くひさしく栄へかしくこひねかハるゝ大人の、まめやかなるこゝろさしなりき。こたひやつかれにおく書せよともとめらるゝにまかせて、愚かなる筆を

千早ふる神代にハ天の邑君をさためたまひて、穀もの種を狭田長田にうゑしめたまひしより、代々生ひはひこりて芦原の中津洲も安国とゆたかに饒ひて、外ツ国にすくれてめてたき大御国とそなれりける。しかあるを今の世となりてハ田作ることとは賤の男の業となおもひあやまれる人もさハあれと、久かたの天か下の泰平なるも国家の安く穩なるも、みな多那津ものゝみのりゆたけき恵ミよりそおこりたることにしあれば、世の中の人ことわさしけきなかにも、殊にたふときハこの農のみちになんありける。さきにつくしの国人宮崎安貞、貝原篤信大人のもしおかれしふミにも、春の田の耕より秋の田のかり穂を慮にとり納るまでを、つはらにかきあらハせるといへとも、其国所によりてさむさとあたゝかさのけちめもいささかあれハ、天か下を一筋にも論ひかたくとんありける。此むねを徳山敬猛主ふか

添へはりぬ。かくいふハ福田の宮につかふまつる藤
はらのしけゆき。

(10)

くかんかへて、年ころ農の道にころをつくし身をはたらかしめて、このさとによく叶ひてあきの実のりの助となるへきすへを、みつからころみしりて其おもむきをねむころに書あつめて、子孫養育草となん号て永く伝て農に幸を得んことをはかられけるハ、いとしもまめやかなるころはへになんありける。此ふみすら子孫の八十連属までもはらに守らひて農のミち常につとめ勤るものにしあらハ、一粒の種より千稲五百稲のおひたちしけりて、とし毎に幸を得て朝なゆふなに飯炊く烟もあつきたちつゝきて、新巢の擬烟の八束たるまで家とみさかえなむことしるくそありける。おのれ敬猛のちかき友かきなれば其ゆへを一件かき添へてよともとめらるゝにまかせて、いなふねのいなともいはず、おろかなる筆を取る。文政十と世といふとしのしはす中の四日の日。かくいふハ福田の宮につかへまつる藤はらの重行。

三 『農業子孫養育草控』の成立

(一) 早川正紀著『久世條教』(寛政十一年)からの引用

この『農業子孫養育草控』は内容的に二つの部分から成る。一つは、「それ農業は国家の大本なり」という冒頭のセンチンスから「農はかかる尊き事なれば、賤しき下司わさなとと露おもふへからず」というセンチンスまでの、一般的な農論の部分である。二つは、「爰に眞寫郡東茅部村石賀清教……」から最後までで、石賀清教の治績を記す部分である。

この書が作成された頃、この地では早川正紀著の『久世條教』(寛政十一年)なる書物が刊行されていた。この書物は広く流布していたものと思われる。この『久世條教』は、勸農桑、敦孝弟、息争訟、尚節儉、完賦税、禁洗子、厚風俗、それに備中笠岡の小寺清先による久世條教序からなるが、その冒頭の勸農桑の箇所はつぎのようになっている。

勸農桑

一、夫農業こかひのわざは国家の大本也、神代のむかし天照大御神みづから神衣を織給ふ。然れば大神さへかくのごとくなれば、まして下々の人かしの間もおこたるべけんや。歌にも「いたづらに世になすさみそ、はたとの神さへみそをおると聞にも」御田作の事も又御世話なされし事あり。如此の事をかぐみとしてはたらきつとむべし。もろこしにも天子自籍田を耕給ひ、民の力さかりて耕を籍田といふ、王は一揆、公は三揆、卿は九揆、大夫は二十七揆、庶人は千畝を終とや、周礼一揆は冬田を王自耒を持一度起返させ給ふ、終にはいづれも推揆の教終りて其跡を百姓請取作る也、ことごとく上天子より農を導び給ひ、明堂に九室あるも井田の制を以て爲之と也。

故に漢の文帝先生の法にしたかひ、みづから天下の農夫に先だちて作り給へるものもちて、天地神明の黍盛キセに供給

(12)

ふ。皇后もみづから蚕桑を以祭の服を繰て奉り給ふ。わが朝、人皇十代崇神天皇の十二年九月始校^二人民^一更科^二調役^一とあり、又三十四代推古天皇二年春二月、聖徳太子奏聞有て、国々へ勅使を下され、百姓に蒔仕付の時節土地相応する物並に作りたて様を教へさせ給ふ。三十七代孝徳天皇紀に、町段の数租庸調のこと詔有て、四十八代称徳天皇の御字、大臣吉備公勅宣を奉じ、麦は乏をすくふ穀の最もよきものなりとて、天下の百姓に大小の麦を種させられたり、其後耕し種るといへども、蒔うえの時を失ひ、みのりよからず、爰におゐて五十二代嵯峨天皇の御字、弘仁十一年藤原冬嗣公勅宣をうけて、播種の時後れざるやうを告示させ給う。日本後記に見えたり是より耕作の令制類に行はれ、山沢原野替くひらけ、荒亡の地なく、耕作の道日に盛なり、かゝる尊き事なれば、農桑を下司わざなど露おもふべからず。

されば諸作の多き中に分け麦稲の兩種は、陰陽相応の草にて、又穀の中の長たり、是を以て兩種の成熟を考ふるに十月農功終り諸作取収らるゝものあらざるに、此月麦を蒔入事は陽氣地中に萌故なり。十一月の中、冬至^三地雷復の時、一陽初て地上に起り初る頃、麦ひとり生出。十二月^三地沢二陽。正月^三地天泰三陽、二月^三雷天代壯四陽、三月^三沢天決五陽、如此段々陽氣につれて成長し。四月^三乾爲天の時陽極りて熟し其地、乾けるは陽なり。此時うゝるは男にて陽の物育やしなふに陽を以てす。麦の陽草たる事かくの如し。都て草木とも春生して秋取るなり。麦はかり夏四月取るによりて、四月の異名は麦秋ともいへり。稲は五月中夏至^三天風娠の時一陰初て来て苗を移し、六月^三天山遯二陰、七月^三天地否三陰、八月^三風地觀四陰、九月^三山地剝五陰、かくの如く月毎に一陰つゝ地下より上るに随て生立、十月^三坤爲地の時陰極りて実のる。其水田の坤なるは陰なり。とりうつるは女にて陰の物やしなひそだつるに陰を以す。稲の陰草たること如斯、易はもろこしの帝王伏羲氏、初て^三乾^三兌^三離^三震^三巽^三艮^三坤の八の卦をなし。一切萬物の理是にもるゝ事なし、今其理を以考ふるに、麦は陽の物、稲は陰の物、農の根本なるを以て此兩種の生立みのる時、右のことく、卦爻にかなひて有難きことなれども農家其所以をしらず。たゝ占法の

ことのみ覚へ、陰陽消長の理を明らかにし耕作の道も此理にかなひたる事を弁へざるにより、右のこたく麦稲おひたちおさまりの時を卦爻にあらはして農業の大切なる事を知らしむるなり。麦の刈旬赤らむ事、根本より色付て穂は後に赤らむなり。是は四月純陽にて陽氣上にはまるゆへ、むきほら 根本よりあからみ、穂の青交りなるを、刈旬として刈は実入能して取実多く稲蒔付にも手廻しよし。稲の色付事は穂により赤らみて、葉は次に黄ばみ、藁後に赤らむ、是は秋八月九月の頃は次第に陰氣盛にして露結で霜となり冷なる氣を請るにより、穂より赤らむ也。依て葉色黄ばみ、本藁の青き内刈取事稲の刈旬也。凡五穀其外、萬の野菜に至るまで、天地人三才の力を得て成熟する也。周天の數、三百六十五度四分度の一にして、日輪は昼は上をめぐり、夜は地下をめぐりて、健々として無_二息時_一、地是にしたがひ、五行の氣内にめぐりて、少も不息して萬物の生育する也。然るにその天地と徳を一にする人として其業を勵まざらんや。五穀の種をうる人なり。生育するは天地の生々也。然ども種をおろすばかりにて、人耘り耕し肥しせざれば実不熟、天地の徳と人の力と合ざれば出来ぬなり。天地の生々は一時も絶間なし。人不勤故に不熟する也。人は子の刻より寅の刻まで臥休むものなれば、何ほど働てもとも天地にはおよばぬ也。されどこの道理を合点して怠なく昼夜勤むべし。さすれば天地の恵みにて水損ある年にも早損ある年にも人の田よりは我田はよく熟して取入る也。是理は能に不限、工商共に同じ道理なり。

蚕桑の業を勤めんため先の年桑苗を植させて桑茂りたらば蚕をかはしめんとおもひしに、其後はつらく考ふるに、この美作はあしきならひにて、赤子を間引事あり、故に人数不足して田畑荒地ある程なれば、蚕をかふまでには人の手足らざる事と覚ゆ、近近來赤子間引やみたれば、凡二十年のうちには人数まし、手余荒地も起返すべし。その節に至りなほ桑も大に茂るべければ、蚕の業を勤むべし。海なき国には蚕の業を勤る事むかしよりの教え也。かならず捨べからず。

『農業子孫養育草控』、『農業子孫養育草』の補注箇所は、この早川正紀著『久世條教』の勸農桑からの大幅

な引用である。

この川上村の位置する美作国山中地域は津山藩一〇万石の領地の内であったが、一七二七（享保一二）年に津山藩が五万石を上知したことにより幕府領となった。その時に久世代官所が幕府領の支配所として大庭郡久世村に設置された（一八一七「文化一四」年、津山藩が一〇万石に復したのにもない廃止となった³⁾。早川正紀（一七三九「元文四」〜一八〇八「文化五」年）、通称伊兵衛、後に八郎左衛門は、一七八七（天明七）年から一八〇一（享和元）年の間、この久世代官所の代官であった。この間、着任の翌年から備中の笠岡・倉敷の代官を相役で、そしてやがて笠岡の代官を単独で兼帯した。一八〇一（享和元）年五月に武蔵の久喜一〇万石の代官所に転出するまでの一四年間、久世、笠岡の代官所において五万〜七万石の天領を治めた。早川正紀が久世代官に着任した当時は美作の幕府領の村々は生産と風俗の荒廃が著しかった。早川代官は自ら回村して、当時横行していた赤子間引の禁止や質素儉約、農事奨励を説き、農民教化につとめた。早川代官は農民教化のほか、備中吹屋の銅山師大塚理右衛門・兵十郎を保護・激励して、荒廃した吉岡銅山の再興にあたらせ、また、同地のべんがら生産を保護して地域産業の振興に努めるなどした。さらに、管内に自生する虎斑竹や笠岡古城山の立木の保護などにも尽力した。その政治は松平定信の寛政改革を範とする概して保守的なものであった。しかし、地域の現実には適合し、農民の風俗刷新に及ぼした影響は大きく、名代官として広く民衆に慕われた。⁴⁾

早川正紀はこの農民教化の柱となるものとして郷校典学館を設立した。この学館には、都講、都講補のほか世話役、世話掛が置かれた。このうちの世話掛は、「管内各村とも徳望あるもの一人以上をあげて教諭掛又教諭世話役」とするもので、「風俗の維持に努め農桑の奨励に当る」ものである⁵⁾。表記は「書付 早川八郎左衛門上徳山村周藏」、裏記は「享和元酉年正月七日」という包紙の、「本書、其方へ村内並隣村教諭 申付條無怠慢

出精可致もの也」という辞令があり、世話掛の一人に任命されている。⁶⁾

一八〇一（享和元）年に「村内並隣村教諭」に任命された周藏は、「早川正紀年譜」の一七九四（寛政六）年には「十一月書記通証土金之伝を書して徳山周藏に与ふ」とあるように、それ以前から早川代官に接している。徳山家文書には、一八〇一（寛政一三）年一月の「村中休日減少発起並熟読之事」という文書がある。これは草稿で削除、挿入が随所に大幅にあるもので、正確な文章として翻刻し難いものであるが、休日を減少して農業に励もうという内容のものである。「村内並隣村教諭」に任命される直前である。このように、周藏は、この早川正紀の教えに深く共鳴し、それを農民に広めている。

この『農業子孫養育草控』に早川正紀の『久世條教』の勸農桑が大幅に取り入れるに至る一所以はここにあるといつてよいであろう。

(二) 石賀清教の事蹟

この『農業子孫養育草控』の後半の第二の部分は石賀清教の事蹟を記す部分である。

石賀清教の居所であり事蹟の舞台である東茅部村は現在川上村茅部である。この辺は蒜山三座の南斜面に開けた蒜山盆地にあり、盆地底を流れる旭川の兩岸に平野部が開けているが、東茅部はこの盆地の旭川右岸にある。『農業子孫養育草控』の著者徳山敬猛の居所上徳山村は現在同じ川上村である。

この東茅部は、一七六〇（宝暦一〇）年の『村差出明細帳』によれば、おおよそつぎのような村である。⁹⁾
戸数八七戸、人数男一七九人、女一五二人、計三三一人である。本田二九町三畝二七歩、本畑一〇町五反二畝六歩、ほかに新田畑四町六反三畝二四歩などの村である。

この東茅部は、黒土六分、ねぼ土一分、灰土三分という中国山地特有の「黒ぼこ」と呼ばれる火山灰質の強

酸性土壌からなり、地味悪るく、田のうち下田は一五町五反一畝一五歩で過半である。また、標高五〇〇メートルという高原地形に起因する冷涼な気候である。このようなことから、収穫高は反当五斗から六斗というように低い。麦は「大雪所、若し雪きへかたくて春のひがん迄も雪候えば、残らず腐」というように麦作も不適である。

用水は高田川より二分、粟墨川より二分、谷水より六分引水とあり、谷水に多く依拠している。「惣じて旱損水損の村方にて」とあるように、旱損、水害の被害に会う。

徳山敬猛の『農業子孫養育草控』の作成の契機は、この東茅部村の石賀清教なる者が堤防を築き、灌漑用の池を造ったことに心打たれたことにあり、本書はそれを書き記したものである。

この石賀清教が築いた池堤の概要はつぎのとおりである。⁽¹⁶⁾

位置 川上村大字東茅部字辰ノロー一〇五〇番地

規模 広さ一反七畝歩 土手七畝歩

灌漑面積 一町三反歩 田の数三十二

なお、この池の土手は一八三四（昭和九）年に大風水害のため一部決壊したが、直ちに修理・補強され水源として現在に至っている。当時の水田は農業構造改善事業による区画整理のために圃場整理され、古田は二のみとなった。⁽¹⁷⁾

写真は、この溜池に関わるものである（一九八二年八月一日筆者撮影）。

この池堤の築造に関わる若干の文書が残っている。⁽¹⁸⁾

文書一



写真1 遠方に溜池の堤がみえる。

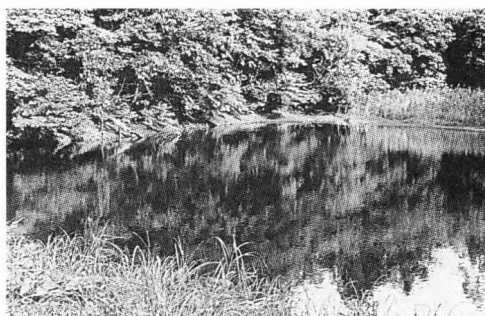


写真2 溜池。



写真3 溜池の下の田, 先方左手に石賀邸。

相渡申儀定書付之事

東茅部村ノ内

一 字辰ノ口堤壱ヶ所 但 土手ノ渡其所ニ順シ根築九間築留メ三間高

サ一丈八尺ノ仕立

此訳 底堀出并兩脇山江堀込候義無手抜致シ、はねた根式間半留式間

赤土ヲ以仕立、右土手中石のとふづぎヲ以念ヲ入賢ミ、兩脇ハ

かけやの槌ヲ以堅クしめ立

此工料 銀札八百目 但 工料飯料

米三俵 也 諸入用一切受負

但シ右ノ兩築立程能成就仕候とも、水十分ニため三十日位少も不漏

水保チ候上ニ而右米銀相渡可申之定、尤急ニ国元へ帰り候日用

之賃金扶持米塩増代ホ急入用之品者は夫丈ケツツ相渡可申候

一 土極堅極ホハ此方ハ仕立相渡可申候、尤合口ヲ改す候事ハ右受負ノ内

ハ可出候事

右之通儀定相極候上ハ無相違御調候也、為後日書付相渡候処依如件

いし賀

堤師

重兵衛

清助殿

これは池堤を築造するにあたっての工事請負者との契約の書付である。堤防の長さ・高さ・幅を示し、工事

の仕方、工事費用と支払方法を記している。相手は堤師清助で、堤師という専門家である。

文書二

乍恐以書附御願奉申上候

一 当村之内字辰ノ口林山すそ堤壱ヶ所築立程能ク水保候ハハ私持分字辰ノ口下畑壱反三畝十五歩、同所中畑三畝拾貳歩、荒神カいち上畑三畝貳拾壹歩、右之場所畑田開発仕度奉存候、猶亦右堤水行届候程ニ隨ヒ追て畑田仕度御座候、依之村内江及相談候処右障無御座候、此段御勸弁ラ以テ御聞濟被為下候義ニ御座ハハ近々取懸リ申度奉存矣、右之段御願上度乍以書付奉差上候、以上

東茅部村

文政六未年二月

重兵衛

庄屋

喜助殿

前書ノ通願出候ニ付村内一同へ相談候処差障無御座候、奥書印形仕奉差出候、以上

未

右村庄屋

二月

喜助

山崎村右エ門様

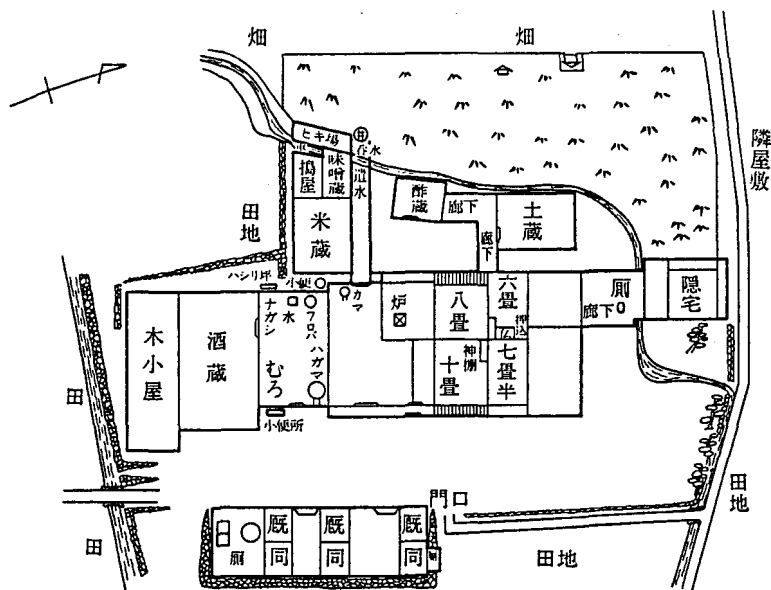


図 石賀屋敷図 寛政11年（1796）年
注1）『川上村史』260ページ。

これは堤防が出来、水の溜りもよく、これにより所持する畑を田にすることを願い出たものである。村の者一同にあいはかったが異なるのないことを庄屋が書き添えている。

「伯州日野郡香田氏産也。天資無病堅固篤実にして農術を好ミ」と記されている石賀清教と石賀家についてつぎのようなご教示をいただいた。

石賀清教は、名は重兵衛。伯州日野郡根雨原村香田氏の男、母は同郡大倉村井上氏。寛政中石賀吉郎兵衛政教の養子となり、政教の長女比佐を妻とする。壮健で農を好み文政七年池堤を築き辰ノ口、宮ノ前、荒神ヶ市の地に田を開いた。耕牛八頭を飼育し大規模の水田経営を行なう。文久二年三月八日死去。行年九十歳。なお、八頭厩はその後改造して、納屋として現存する。

図はこの一七九六（寛政八）年の石賀家の

屋敷図である。⁽¹⁴⁾享保初年中庄屋を勤めた家に相応しい家屋敷である。門口の左側に大きな厩があり、牛八頭を裏付けることができる。

(三) 『農業子孫養育草控』の成立

徳山敬猛が畏敬し、その書を熟読した早川正紀は、農業養蚕が国家の大本とし、耕地の起返し、新田の開墾を奨励・助成し、用水・灌漑に、治水・川除に、道改修に常に多大の注意を払った、という。⁽¹⁵⁾

この書は、近隣の東茅部村の石賀重兵衛が堤防を築いて溜池を造り、それにより畑田開発を行なったのであるが、それは畏敬する早川正紀の教えに従ったものである。このことに感銘し、それを書き記したいということからのものである。そしてかねてから畏敬していた早川正紀の著のある部分を前書として、石賀重兵衛の治績を書き記すことによって成り立ったものである。それは「ろむのよしあしを弁へたる人に見せはやと思ふにあらす」というように、他人に見せるためではない。控の名のとおり、まさに書き留めおく書き物である。

二年後の『農業子孫養育草』は内容が本論冒頭部分が共通であるほかはこれと全くといってよいくらい異なったものである。類似の書名であるにもかかわらず、本論の内容が全く異なるものとなっていたことは興味のあることがらである。

註

- (1) 『岡山大学経済学会雑誌』第二六巻第一号 一九九四年六月。
- (2) 小林久磨雄編『吉備文庫 第五輯』一九三〇年 山陽新報社に所収。
- (3) 『岡山県大百科事典 上巻』の「久世代官所」。

(4) 『岡山県大百科事典 下巻』早川正教の項。なおその依拠文献は永山卯三郎『早川代官』一九二九年 巖南堂書店・慶文堂書店。

(5) 前掲 永山卯三郎『早川代官』二一九ページ。

(6) 前掲 永山卯三郎『早川代官』二二〇ページ。

(7) 前掲 永山卯三郎『早川代官』八〇〇ページ。

(8) 徳山家文書 三八六二。

(9) 『川上村史』一九〇〜一九一ページ間の折込み第三表。なお、同書の一九〇〜一九四ページを参照。

(10) 石賀恭悦氏からのご教示。

なお、「開発新開等ニ関スル件」（川上村役場資料）にはつぎのごとく記載されている。

一 川上村大字東茅部字辰ノ口

溜池

文政六年石賀重兵衛辰ノ口荒神ケ市ヲ開墾ノ計画ヲ立テ用水池トシテ溜池ヲ築ク。面積一反七畝歩、土手敷五畝歩ナリ。文政七年該池ガ、リニ旧来ノ畑ヲ起シテ田地トナス。此反別一町参反余ナリ。

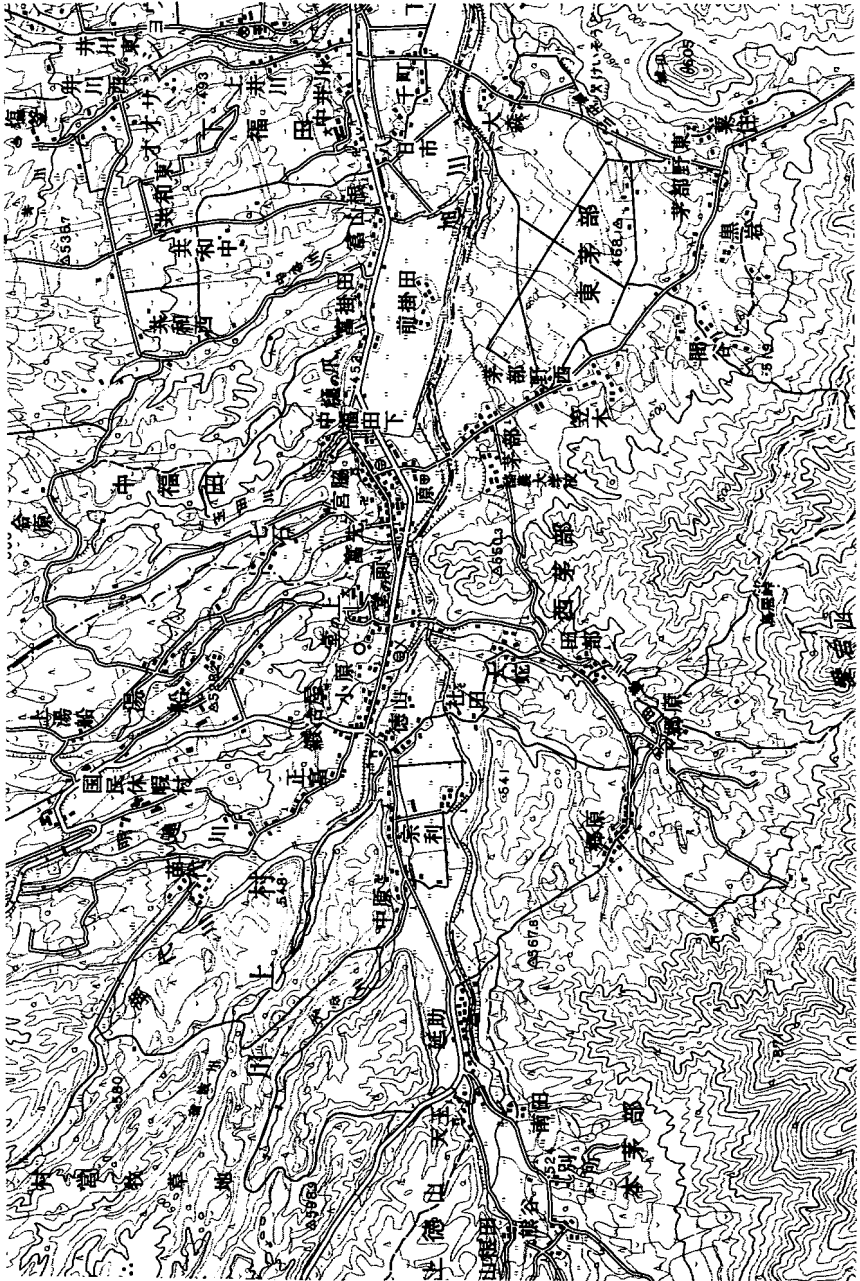
(11) 石賀恭悦氏からのご教示。

(12) 石賀恭悦氏提供。

(13) 石賀恭悦氏からのご教示。

(14) 前掲『川上村史』二六〇ページ。

(15) 前掲 永山卯三郎『早川代官』一八ページ。



国土地理院5万分の1地形図 湯本図幅 1975年編集・1977年発行

(23)

《Materials》

On “*Nōgyōshisonyashinaigusa — hikaē*” by
Yoshitake Tokuyama, 1824

Haruki Kandatsu

養子孫養育費控